

山形県手数料条例の一部を改正する条例(案)新旧対照表

現 行	改 正 案
(手数料の徴収)	(手数料の徴収)
第2条 県は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める手数料を徴収する。この場合における当該手数料の金額は、当該各号に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては1件につきそれぞれ当該各号に定める額とする。	第2条 県は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める手数料を徴収する。この場合における当該手数料の金額は、当該各号に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては1件につきそれぞれ当該各号に定める額とする。
(1)～(47) - 略 -	(1)～(47) - 略 -
(48) 火薬類取締 火薬類運 2,400円 法第19条第1項 搬証明書 の規定に基づく 交付手数 運搬証明書の交 料 付	(48) 火薬類取締 火薬類運 2,100円 法第19条第1項 搬証明書 の規定に基づく 交付手数 運搬証明書の交 料 付
(49)～(434)の2 - 略 -	(49)～(434)の2 - 略 -
(435) 銃砲刀剣 国際競技 3,900円 類所持等取締法 参加外国 (当該申 第6条第1項の 人の銃砲 請を行う 規定に基づく 国 刀剣類所 者が同時 際競技に参加す 持許可申 に他の銃 るため入国する 請手数料 砲刀剣類 外国人の銃砲又 所持等取 は刀剣類の所持 締法第6 の許可の申請に 条第1項 対する審査 の規定に 基づく許 可の申請 を行う場 合におけ る当該他 の同項の 規定に基 づく許可 の申請に 係る審査 にあって は、 <u>1,600</u> 円)	(435) 銃砲刀剣 国際競技 3,900円 類所持等取締法 参加外国 (当該申 第6条第1項の 人の銃砲 請を行う 規定に基づく 国 刀剣類所 者が同時 際競技に参加す 持許可申 に他の銃 るため入国する 請手数料 砲刀剣類 外国人の銃砲又 所持等取 は刀剣類の所持 締法第6 の許可の申請に 条第1項 対する審査 の規定に 基づく許 可の申請 を行う場 合におけ る当該他 の同項の 規定に基 づく許可 の申請に 係る審査 にあって は、 <u>1,800</u> 円)
(436) - 略 -	(436) - 略 -
(437) 銃砲刀剣 銃砲刀剣 2,200円 類所持等取締法 類所持許	(437) 銃砲刀剣 銃砲刀剣 1,900円 類所持等取締法 類所持許

第7条第2項の可証再交 規定に基づく許付手数料 可証の再交付	
(438)～(446)の2 - 略 -	
(447) 質屋営業法 質屋営業 (昭和25年法律 許可申請 第158号) 第2条 手数料 第1項の規定に 基づく質屋営業 の許可の申請に 対する審査	<u>25,000円</u>
(448)～(452) - 略 -	
(453) 核原料物 核燃料物 質、核燃料物質及質等運搬 び原子炉の規制 証明書書 に関する法律第 換え手数 59条第9項の規 料 定に基づく運搬 証明書の書換え	<u>4,600円</u>
(454)～(455)の7 - 略 -	
(455)の8 道路交 駐車監視 通法第51条の13 員資格者 第1項の規定に 証再交付 に基づく駐車監視 手数料 員資格者証の再 交付	<u>2,000円</u>
(456) - 略 -	
(456)の2 道路交 運転経歴 通法第104条の4 証明書交 第6項の規定に 付手数料 よる運転経歴証 明書の交付	<u>1,000円</u>
(456)の3 道路交 運転経歴 通法第104条の4 証明書再 第6項の規定に 交付手数 に基づく運転経歴 料 証明書の再交付	<u>1,000円</u>
(457)及び(457)の2 - 略 -	
(457)の3 加齢に 特定任意 伴って生ずる身 高齢者講 体の機能の低下 習(簡易) が自動車等の運 手数料 転に影響を及ぼ していないと認 められた者に対	<u>1,500円</u>

第7条第2項の可証再交 規定に基づく許付手数料 可証の再交付	
(438)～(446)の2 - 略 -	
(447) 質屋営業法 質屋営業 (昭和25年法律 許可申請 第158号) 第2条 手数料 第1項の規定に 基づく質屋営業 の許可の申請に 対する審査	<u>22,000円</u>
(448)～(452) - 略 -	
(453) 核原料物 核燃料物 質、核燃料物質及質等運搬 び原子炉の規制 証明書書 に関する法律第 換え手数 59条第9項の規 料 定に基づく運搬 証明書の書換え	<u>5,400円</u>
(454)～(455)の7 - 略 -	
(455)の8 道路交 駐車監視 通法第51条の13 員資格者 第1項の規定に 証再交付 に基づく駐車監視 手数料 員資格者証の再 交付	<u>1,800円</u>
(456) - 略 -	
(456)の2 道路交 運転経歴 通法第104条の4 証明書交 第6項の規定に 付手数料 よる運転経歴証 明書の交付	<u>1,100円</u>
(456)の3 道路交 運転経歴 通法第104条の4 証明書再 第6項の規定に 交付手数 に基づく運転経歴 料 証明書の再交付	<u>1,100円</u>
(457)及び(457)の2 - 略 -	
(457)の3 加齢に 特定任意 伴って生ずる身 高齢者講 体の機能の低下 習(簡易) が自動車等の運 手数料 転に影響を及ぼ していないと認 められた者に対	<u>1,800円</u>

して行う道路交通
 通法施行令第37
 条の6の2第1
 号に規定する道
 路交通法第108条
 の2第2項の規
 定による講習で
 国家公安委員会
 規則で定める基
 準に適合するも
 のの開催
 (457)の4 - 略 -
 (457)の5 道路交 認知機能 講習30分
 通法第97条の2 検査員講 間につき
 第1項第3号イ 習手数料 350円
 又は第101条の4
 第2項の規定に
 よる認知機能検
 査の実施に必要
 な技能及び知識
 に関する講習の
 開催
 (458)～(466) - 略 -
 (467) 警備業法第 警備員指 2,000円
 22条第5項の規 導教育責
 定に基づく警備 任者資格
 員指導教育責任 者証書換
 者資格者証の書 え手数料
 換え
 (468)～(470) - 略 -
 (471) 警備業法第 機械警備 2,000円
 42条第3項にお 業務管理
 いて準用する同 者資格者
 法第22条第5項 証書換え
 の規定に基づく 手数料
 機械警備業務管
 理者資格者証の
 書換え
 (472) - 略 -
 (473) 自動車運転 自動車運 13,000円
 代行業の業務の 転代行業

して行う道路交通
 通法施行令第37
 条の6の2第1
 号に規定する道
 路交通法第108条
 の2第2項の規
 定による講習で
 国家公安委員会
 規則で定める基
 準に適合するも
 のの開催
 (457)の4 - 略 -
 (457)の5 道路交 認知機能 1,400円
 通法第97条の2 検査員講 (自動車
 第1項第3号イ 習手数料 安全運転
 又は第101条の4 センター
 第2項の規定に が行う認
 よる認知機能検 知機能検
 査の実施に必要 査に關す
 な技能及び知識 る研修等
 に関する講習の を受けた
 開催 者に対す
 る講習に
 あって
 は、800
 円)
 (458)～(466) - 略 -
 (467) 警備業法第 警備員指 1,800円
 22条第5項の規 導教育責
 定に基づく警備 任者資格
 員指導教育責任 者証書換
 者資格者証の書 え手数料
 換え
 (468)～(470) - 略 -
 (471) 警備業法第 機械警備 1,800円
 42条第3項にお 業務管理
 いて準用する同 者資格者
 法第22条第5項 証書換え
 の規定に基づく 手数料
 機械警備業務管
 理者資格者証の
 書換え
 (472) - 略 -
 (473) 自動車運転 自動車運 12,000円
 代行業の業務の 転代行業

適正化に関する 認定申請
 法律(平成13年法手数料
 律第57号)第4条
 の規定に基づく
 自動車運転代行
 業の認定の申請
 に対する審査

(474) 自動車運転 自動車運 1,900円
 代行業の業務の 転代行業
 適正化に関する 認定証再
 法律第5条第5 交付手数
 項の規定に基づ 料
 く認定証の再交
 付

(475)及び(476) - 略 -

(477) 探偵業の業 探偵業変 1,500円
 務の適正化に関 更届出証
 する法律第4条 明書交付
 第3項の規定に 手数料
 基づく同条第2
 項の規定による
 届出があったこ
 とを証する書面
 の交付

(478) 探偵業の業 探偵業届 1,000円
 務の適正化に関 出証明書
 する法律第4条 再交付手
 第3項の規定に 数料
 基づく届出があ
 ったことを証す
 る書面の再交付

2 県は、次の各号に掲げる者から、それぞれ当
 該各号に定める手数料を徴収する。この場合
 における当該手数料の金額は、当該各号に特別
 の計算単位の定めのあるものについてはその計算
 単位につき、その他のものについては1件につ
 きそれぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 道路交通法 運転免許 次の表の
 第89条第1項の 試験手数 左欄に掲
 規定による運転 料 げる区分
 免許試験を受け に応じて、そ
 ようとする者 れぞれ同
 表の右欄
 に定める
 額

適正化に関する 認定申請
 法律(平成13年法手数料
 律第57号)第4条
 の規定に基づく
 自動車運転代行
 業の認定の申請
 に対する審査

(474) 自動車運転 自動車運 1,700円
 代行業の業務の 転代行業
 適正化に関する 認定証再
 法律第5条第5 交付手数
 項の規定に基づ 料
 く認定証の再交
 付

(475)及び(476) - 略 -

(477) 探偵業の業 探偵業変 1,600円
 務の適正化に関 更届出証
 する法律第4条 明書交付
 第3項の規定に 手数料
 基づく同条第2
 項の規定による
 届出があったこ
 とを証する書面
 の交付

(478) 探偵業の業 探偵業届 1,100円
 務の適正化に関 出証明書
 する法律第4条 再交付手
 第3項の規定に 数料
 基づく届出があ
 ったことを証す
 る書面の再交付

2 県は、次の各号に掲げる者から、それぞれ当
 該各号に定める手数料を徴収する。この場合
 における当該手数料の金額は、当該各号に特別
 の計算単位の定めのあるものについてはその計算
 単位につき、その他のものについては1件につ
 きそれぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 道路交通法 運転免許 次の表の
 第89条第1項の 試験手数 左欄に掲
 規定による運転 料 げる区分
 免許試験を受け に応じて、そ
 ようとする者 れぞれ同
 表の右欄
 に定める
 額

区分		金額
イ 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る試験	道路交通法第97条の2第1項第1号又は第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1,600円
	- 略 -	
	道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	4,400円（道路交通法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、7,050円）
ロ 普通自動車免許に係る試験	- 略 -	
	道路交通法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1,850円
	道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	2,200円（道路交通法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、3,100円）
ハ 特定第一種運転免許	- 略 -	
	道路交通法	2,950円（道路

区分		金額
イ 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る試験	道路交通法第97条の2第1項第1号又は第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1,550円
	- 略 -	
	道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	4,100円（道路交通法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、6,600円）
ロ 普通自動車免許に係る試験	- 略 -	
	道路交通法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1,900円
	道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	2,550円（道路交通法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、3,350円）
ハ 特定第一種運転免許	- 略 -	
	道路交通法	2,600円（道路

(大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許又はけん引免許をいう。以下同じ。)又は大型特殊自動車第二種免許若しくはけん引第二種免許に係る試験	第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	交通法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、 <u>4,500円</u>)
二 小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係る試験	道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受ける場合	<u>1,850円</u>
	- 略 -	
ホ 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る試験	道路交通法第97条の2第1項第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	<u>1,750円</u>
	- 略 -	
	道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	<u>4,550円</u> (道路交通法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、 <u>7,650円</u>)
ヘ 仮運転免許に係る試験	- 略 -	
	道路交通法第97条の2第1項の規	<u>2,850円</u> (道路交通法第97条第1項第2号

(大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許又はけん引免許をいう。以下同じ。)又は大型特殊自動車第二種免許若しくはけん引第二種免許に係る試験	第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	交通法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、 <u>4,050円</u>)
二 小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係る試験	道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受ける場合	<u>1,900円</u>
	- 略 -	
ホ 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る試験	道路交通法第97条の2第1項第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	<u>1,700円</u>
	- 略 -	
	道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	<u>4,800円</u> (道路交通法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、 <u>7,650円</u>)
ヘ 仮運転免許に係る試験	- 略 -	
	道路交通法第97条の2第1項の規	<u>2,900円</u> (道路交通法第97条第1項第2号

定の適用を受けない場合	に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、 <u>4,400円</u> ）
-------------	--

(1)の2 道路交検査手数料 次の表の
通法第89条第3料 左欄に掲
項の規定による げる区分
検査（以下この に応じ、そ
号において「検 れぞれ同
査」という。） 表の右欄
を受けようとす に定める
る者 額

区分	金額
イ 大型自動車仮運転免許、中型自動車仮運転免許又は準中型自動車仮運転免許を受けている者に対する検査	<u>4,050円</u> （公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、 <u>6,700円</u> ）
ロ 普通自動車仮運転免許を受けている者に対する検査	<u>3,850円</u> （公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、 <u>4,750円</u> ）

(2) 道路交通法 再試験手数料 次の表の
第100条の2第 左欄に掲
1項の規定によ げる区分
る再試験を受け に応じ、そ
ようとする者 れぞれ同
表の右欄
に定める
額

区分	金額
イ 準中型自動車免許に係る再試験	<u>2,000円</u> （道路交通法第100条の2第2項に規定す

定の適用を受けない場合	に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、 <u>4,350円</u> ）
-------------	--

(1)の2 道路交検査手数料 次の表の
通法第89条第3料 左欄に掲
項の規定による げる区分
検査（以下この に応じ、そ
号において「検 れぞれ同
査」という。） 表の右欄
を受けようとす に定める
る者 額

区分	金額
イ 大型自動車仮運転免許、中型自動車仮運転免許又は準中型自動車仮運転免許を受けている者に対する検査	<u>3,900円</u> （公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、 <u>6,400円</u> ）
ロ 普通自動車仮運転免許を受けている者に対する検査	<u>3,750円</u> （公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、 <u>4,550円</u> ）

(2) 道路交通法 再試験手数料 次の表の
第100条の2第 左欄に掲
1項の規定によ げる区分
る再試験を受け に応じ、そ
ようとする者 れぞれ同
表の右欄
に定める
額

区分	金額
イ 準中型自動車免許に係る再試験	<u>1,900円</u> （道路交通法第100条の2第2項に規定す

	る準中型自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、 <u>4,650円</u>)
ロ 普通自動車免許に係る再試験	<u>1,950円</u> (道路交通法第100条の2第2項に規定する普通自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、 <u>2,850円</u>)
ハ 大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許に係る再試験	<u>1,750円</u> (道路交通法第100条の2第2項に規定する大型自動二輪車又は普通自動二輪車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、 <u>3,300円</u>)
ニ 原動機付自転車免許に係る再試験	<u>1,050円</u>

(3) 道路交通法 免許証交付 次
第92条第1項の 手数料 左欄に掲
規定による運転 げる区分
免許証の交付を に応じ、そ
受けようとする れぞれ同
者 表の右欄
に定める
額

	る準中型自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、 <u>4,400円</u>)
ロ 普通自動車免許に係る再試験	<u>1,750円</u> (道路交通法第100条の2第2項に規定する普通自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、 <u>2,550円</u>)
ハ 大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許に係る再試験	<u>1,650円</u> (道路交通法第100条の2第2項に規定する大型自動二輪車又は普通自動二輪車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、 <u>3,100円</u>)
ニ 原動機付自転車免許に係る再試験	<u>1,000円</u>

(3) 道路交通法 免許証交付 次
第92条第1項の 手数料 左欄に掲
規定による運転 げる区分
免許証の交付を に応じ、そ
受けようとする れぞれ同
者 表の右欄
に定める
額

区分	金額
イ - 略 -	
□ 仮運転免許に係る運転免許証	1,100円

(4) 道路交通法 免許証再 次の表の
第94条第2項の 交付手数料 左欄に掲
規定による運転 料 げる区分
免許証の再交付 に応じ、そ
を受けようとす れぞれ同
る者 表の右欄
に定める
額

区分	金額
イ - 略 -	
□ 仮運転免許に係る運転免許証	1,100円
備考 - 略 -	

(5) - 略 -

(5)の2 - 略 -

(5)の3 道路交通 認知機能 650円
通法第97条の2 検査手数料
第1項第3号イ、料
第101条の4第2
項又は第101条の
7第1項の規定
による認知機能
検査を受けよう
とする者

(6) 道路交通法 審査手数料 1,450円
第91条の規定に 料 (道路交
より運転するこ 通法第112
とができる自動 条第1項
車及び原動機付 第6号の

区分	金額
イ - 略 -	
□ 仮運転免許に係る運転免許証	1,150円

(4) 道路交通法 免許証再 次の表の
第94条第2項の 交付手数料 左欄に掲
規定による運転 料 げる区分
免許証の再交付 に応じ、そ
を受けようとす れぞれ同
る者 表の右欄
に定める
額

区分	金額
イ - 略 -	
□ 仮運転免許に係る運転免許証	1,150円
備考 - 略 -	

(5) - 略 -

(5)の2 道路交 免許証経 2,550円
通法第101条の2 由更新手
の2第1項の規 数料
定による運転免
許証の有効期間
の更新を受けよ
うとする者

(5)の3 - 略 -

(5)の4 道路交 認知機能 750円
通法第97条の2 検査手数料
第1項第3号イ、料
第101条の4第2
項又は第101条の
7第1項の規定
による認知機能
検査を受けよう
とする者

(6) 道路交通法 審査手数料 1,400円
第91条の規定に 料 (道路交
より運転するこ 通法第112
とができる自動 条第1項
車及び原動機付 第6号の

自転車の種類を
限定された者で、
その限定の全部
又は一部の解除
を受けるため、公
安委員会の審査
を受けようとするもの
審査を公
安委員会
が提供す
る自動車
を使用し
て受ける
場合に
あっては、
3,000円)

(7) 道路交通法 技能検定 1,100円
第99条の2第4 員資格者
項の規定による 証交付手
技能検定員資格 数料
者証の交付を受
けようとする者

(8) 道路交通法 技能検定 次
第99条の2第4 員審査手 左欄に掲
項第1号イの規 数料 げる区分
定による審査(以 に応じ、そ
下「技能検定員審 れぞれ同
査」という。)を 表の右欄
受けようとする に定める
者 額

区分	金額
イ 大型自動車免許、中型自動車 免許又は準中型自動車免許に 係る技能検定員審査	23,100円
ロ 普通自動車免許に係る技能 検定員審査	19,650円
ハ 特定第一種運転免許に係る 技能検定員審査	14,500円
ニ 大型自動車第二種免許、中型 自動車第二種免許又は普通自 動車第二種免許に係る技能検 定員審査で、これらの免許に対 応する第一種運転免許に係る 技能検定員資格者証の交付を 受けている者に対するもの(以 下「大型自動車第二種免許等 に係る技能検定員審査」という。)	21,700円
備考 技能検定員審査を受けようとする者 がこの表の付表の左欄に掲げる審査細 目についての審査を免除される者であ	

自転車の種類を
限定された者で、
その限定の全部
又は一部の解除
を受けるため、公
安委員会の審査
を受けようとするもの
審査を公
安委員会
が提供す
る自動車
を使用し
て受ける
場合に
あっては、
2,850円)

(7) 道路交通法 技能検定 1,150円
第99条の2第4 員資格者
項の規定による 証交付手
技能検定員資格 数料
者証の交付を受
けようとする者

(8) 道路交通法 技能検定 次
第99条の2第4 員審査手 左欄に掲
項第1号イの規 数料 げる区分
定による審査(以 に応じ、そ
下「技能検定員審 れぞれ同
査」という。)を 表の右欄
受けようとする に定める
者 額

区分	金額
イ 大型自動車免許、中型自動車 免許又は準中型自動車免許に 係る技能検定員審査	23,400円
ロ 普通自動車免許に係る技能 検定員審査	19,500円
ハ 特定第一種運転免許に係る 技能検定員審査	14,700円
ニ 大型自動車第二種免許、中型 自動車第二種免許又は普通自 動車第二種免許に係る技能検 定員審査で、これらの免許に対 応する第一種運転免許に係る 技能検定員資格者証の交付を 受けている者に対するもの(以 下「大型自動車第二種免許等 に係る技能検定員審査」という。)	21,500円
備考 技能検定員審査を受けようとする者 がこの表の付表の左欄に掲げる審査細 目についての審査を免除される者であ	

る場合にあつては、同表の中欄に掲げる区分に応じて、それぞれこの表の右欄に定める額から、この表の付表の右欄に定める額を減じた額とする。

第 8 号の表の付表

審査細目	区分	技能検 定員審 査手数 料の額 から減 ずる額
イ 技能検 定員とし て必要な 自動車の 運転技能	- 略 -	
	普通自動車免許に係る 技能検定員審査	3,600 円
	特定第一種運転免許に 係る技能検定員審査	1,300 円
	- 略 -	
ロ - 略 -		
ハ 道路交 通法第108 条の28第 4項に規 定する教 則の内容 となつて いる事項	大型自動車免許、中型 自動車免許又は準中型 自動車免許に係る技能 検定員審査	2,450 円
	普通自動車免許に係る 技能検定員審査	1,950 円
	特定第一種運転免許に 係る技能検定員審査	1,950 円
ニ 自動車 教習所に 関する法 令につい ての知識	大型自動車免許、中型 自動車免許又は準中型 自動車免許に係る技能 検定員審査	2,450 円
	普通自動車免許に係る 技能検定員審査	1,950 円
	特定第一種運転免許に 係る技能検定員審査	1,950 円
ホ 技能検 定の実施 に関する 知識	大型自動車免許、中型 自動車免許又は準中型 自動車免許に係る技能 検定員審査	2,000 円
	普通自動車免許に係る 技能検定員審査	1,950 円
	特定第一種運転免許に 係る技能検定員審査	2,500 円
ヘ 自動車 の運転技	大型自動車免許、中型 自動車免許又は準中型	1,750 円

る場合にあつては、同表の中欄に掲げる区分に応じて、それぞれこの表の右欄に定める額から、この表の付表の右欄に定める額を減じた額とする。

第 8 号の表の付表

審査細目	区分	技能検 定員審 査手数 料の額 から減 ずる額
イ 技能検 定員とし て必要な 自動車の 運転技能	- 略 -	
	普通自動車免許に係る 技能検定員審査	3,550 円
	特定第一種運転免許に 係る技能検定員審査	1,250 円
	- 略 -	
ロ - 略 -		
ハ 道路交 通法第108 条の28第 4項に規 定する教 則の内容 となつて いる事項	大型自動車免許、中型 自動車免許又は準中型 自動車免許に係る技能 検定員審査	2,500 円
	普通自動車免許に係る 技能検定員審査	2,000 円
	特定第一種運転免許に 係る技能検定員審査	2,000 円
ニ 自動車 教習所に 関する法 令につい ての知識	大型自動車免許、中型 自動車免許又は準中型 自動車免許に係る技能 検定員審査	2,500 円
	普通自動車免許に係る 技能検定員審査	2,000 円
	特定第一種運転免許に 係る技能検定員審査	2,000 円
ホ 技能検 定の実施 に関する 知識	大型自動車免許、中型 自動車免許又は準中型 自動車免許に係る技能 検定員審査	2,350 円
	普通自動車免許に係る 技能検定員審査	1,900 円
	特定第一種運転免許に 係る技能検定員審査	2,650 円
ヘ 自動車 の運転技	大型自動車免許、中型 自動車免許又は準中型	1,800 円

能の評価 方法に関 する知識	自動車免許に係る技能 検定員審査	
	普通自動車免許に係る 技能検定員審査	2,100 円
	- 略 -	
ト - 略 -		
備考		
<p>1 技能検定員審査を受けようとする者がイの項及びロの項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、イの項及びロの項の右欄に定めるところによるほか、この号の表の右欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査にあっては2,450円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査にあっては850円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査にあっては1,050円を、大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査にあっては3,100円を減ずるものとする。</p> <p>2 技能検定員審査を受けようとする者がハの項及びニの項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、ハの項及びニの項の右欄に定めるところによるほか、この号の表の右欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査にあっては550円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査にあっては350円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査にあっては350円を減ずるものとする。</p>		

(9) 道路交通法 教習指導 1,100円
第99条の3第4 員資格者
項の規定による 証交付手
教習指導員資格 数料
者証の交付を受
けようとする者

能の評価 方法に関 する知識	自動車免許に係る技能 検定員審査	
	普通自動車免許に係る 技能検定員審査	2,050 円
	- 略 -	
ト - 略 -		
備考		
<p>1 技能検定員審査を受けようとする者がイの項及びロの項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、イの項及びロの項の右欄に定めるところによるほか、この号の表の右欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査にあっては2,350円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査にあっては900円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査にあっては1,100円を、大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査にあっては2,900円を減ずるものとする。</p> <p>2 技能検定員審査を受けようとする者がハの項及びニの項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、ハの項及びニの項の右欄に定めるところによるほか、この号の表の右欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査にあっては500円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査にあっては300円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査にあっては300円を減ずるものとする。</p>		

(9) 道路交通法 教習指導 1,150円
第99条の3第4 員資格者
項の規定による 証交付手
教習指導員資格 数料
者証の交付を受
けようとする者

(10) 道路交通法 教習指導 次の表の
 第99条の3第4 員審査手 左欄に掲
 項第1号イの規 数料 げる区分
 定による審査(以 に応じ、そ
 下「教習指導員審 ぞれ同
 査」という。)を 表の右欄
 受けようとする に定める
 者 額

区分	金額
イ 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査	14,600円
ロ 普通自動車免許に係る教習指導員審査	11,800円
ハ 特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	9,400円
ニ 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査で、これらの免許に対応する第一種運転免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者に対するもの(以下「大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査」という。)	12,750円
備考 - 略 -	

第10号の表の付表

審査細目	区分	教習指導員審査手数料の額から減ずる額
イ 教習指導員として必要な自動車の運転技能	- 略 -	
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	3,600円
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	1,300円
	- 略 -	
ロ 技能教習に必要な教習の技能	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査	1,350円

(10) 道路交通法 教習指導 次の表の
 第99条の3第4 員審査手 左欄に掲
 項第1号イの規 数料 げる区分
 定による審査(以 に応じ、そ
 下「教習指導員審 ぞれ同
 査」という。)を 表の右欄
 受けようとする に定める
 者 額

区分	金額
イ 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査	14,550円
ロ 普通自動車免許に係る教習指導員審査	11,850円
ハ 特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	9,650円
ニ 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査で、これらの免許に対応する第一種運転免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者に対するもの(以下「大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査」という。)	12,450円
備考 - 略 -	

第10号の表の付表

審査細目	区分	教習指導員審査手数料の額から減ずる額
イ 教習指導員として必要な自動車の運転技能	- 略 -	
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	3,550円
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	1,250円
	- 略 -	
ロ 技能教習に必要な教習の技能	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査	1,400円

	普通自動車免許に係る 教習指導員審査	1,250 円
	特定第一種運転免許に 係る教習指導員審査	1,300 円
	- 略 -	
八 学科教 習に必要な教習の 技能	大型自動車免許、中型 自動車免許又は準中型 自動車免許に係る教習 指導員審査	1,250 円
	普通自動車免許に係る 教習指導員審査	1,200 円
	特定第一種運転免許に 係る教習指導員審査	1,100 円
二 道路交 通法第108 条の28第 4項に規 定する教 則の内容 となっ ている事 項 その他自 動車の運 転に関す る知識	大型自動車免許、中型 自動車免許又は準中型 自動車免許に係る教習 指導員審査	1,550 円
	- 略 -	
ホ 自動車 教習所に 関する法 令につい ての知識	大型自動車免許、中型 自動車免許又は準中型 自動車免許に係る教習 指導員審査	1,550 円
	- 略 -	
ヘ 教習指 導員とし て必要な 教育につ いての知 識	大型自動車免許、中型 自動車免許又は準中型 自動車免許に係る教習 指導員審査	1,400 円
	- 略 -	
	特定第一種運転免許に 係る教習指導員審査	1,200 円
ト - 略 -		
備考		

	普通自動車免許に係る 教習指導員審査	1,300 円
	特定第一種運転免許に 係る教習指導員審査	1,350 円
	- 略 -	
八 学科教 習に必要な教習の 技能	大型自動車免許、中型 自動車免許又は準中型 自動車免許に係る教習 指導員審査	1,300 円
	普通自動車免許に係る 教習指導員審査	1,250 円
	特定第一種運転免許に 係る教習指導員審査	1,250 円
二 道路交 通法第108 条の28第 4項に規 定する教 則の内容 となっ ている事 項 その他自 動車の運 転に関す る知識	大型自動車免許、中型 自動車免許又は準中型 自動車免許に係る教習 指導員審査	1,600 円
	- 略 -	
ホ 自動車 教習所に 関する法 令につい ての知識	大型自動車免許、中型 自動車免許又は準中型 自動車免許に係る教習 指導員審査	1,600 円
	- 略 -	
ヘ 教習指 導員とし て必要な 教育につ いての知 識	大型自動車免許、中型 自動車免許又は準中型 自動車免許に係る教習 指導員審査	1,500 円
	- 略 -	
	特定第一種運転免許に 係る教習指導員審査	1,250 円
ト - 略 -		
備考		

1 教習指導員審査を受けようとする者がイの項及びロの項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、イの項及びロの項の右欄に定めるところによるほか、この号の表の右欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査にあっては2,500円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査にあっては900円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査にあっては1,100円を、大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査にあっては3,150円を減ずるものとする。

2 教習指導員審査を受けようとする者がニの項及びホの項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、ニの項及びホの項の右欄に定めるところによるほか、この号の表の右欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査にあっては250円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査にあっては100円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査にあっては100円を減ずるものとする。

- (11) 道路交通法 国外運転 2,400円
第107条の7第1 免許証交
項の規定による 付手数料
国外運転免許証
の交付を受けよ
うとする者
- (12) 道路交通法 講習手数料 次の表の
第108条の2第1 料 左欄に掲
項各号に掲げる げる区分
講習を受けよう に応じ、そ
とする者 れぞれ同
表の右欄
に定める
額

1 教習指導員審査を受けようとする者がイの項及びロの項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、イの項及びロの項の右欄に定めるところによるほか、この号の表の右欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査にあっては2,400円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査にあっては900円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査にあっては1,100円を、大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査にあっては2,850円を減ずるものとする。

2 教習指導員審査を受けようとする者がニの項及びホの項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、ニの項及びホの項の右欄に定めるところによるほか、この号の表の右欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査にあっては150円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査にあっては150円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査にあっては150円を減ずるものとする。

- (11) 道路交通法 国外運転 2,350円
第107条の7第1 免許証交
項の規定による 付手数料
国外運転免許証
の交付を受けよ
うとする者
- (12) 道路交通法 講習手数料 次の表の
第108条の2第1 料 左欄に掲
項各号に掲げる げる区分
講習を受けよう に応じ、そ
とする者 れぞれ同
表の右欄
に定める
額

区分		金額
イ及びロ - 略 -		
ハ 道路交通法第108条の2第1項第3号に掲げる講習		講習1時間について <u>2,100円</u>
ニ 道路交通法第108条の2第1項第4号に掲げる講習	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る講習(準中型自動車免許に係る講習にあっては、普通自動車免許を受けている者に対するものに限る。)	講習1時間について <u>4,100円</u>
	準中型自動車免許に係る講習(普通自動車免許を受けている者に対するものを除く。)	講習1時間について <u>3,400円</u>
	普通自動車免許に係る講習	講習1時間について <u>2,450円</u>
ホ 道路交通法第108条の2第1項第5号に掲げる講習	大型自動車免許に係る講習 - 略 -	講習1時間について <u>4,100円</u>
ヘ 道路交通法第108条の2第1項第6号に掲げる講習		講習1時間について <u>1,400円</u>
ト - 略 -		
チ 道路交通法第108条の2第1項第8号に掲げる講習		講習1時間について <u>1,300円</u>

区分		金額
イ及びロ - 略 -		
ハ 道路交通法第108条の2第1項第3号に掲げる講習		講習1時間について <u>1,950円</u>
ニ 道路交通法第108条の2第1項第4号に掲げる講習	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る講習(準中型自動車免許に係る講習にあっては、普通自動車免許を受けている者に対するものに限る。)	講習1時間について <u>4,450円</u>
	準中型自動車免許に係る講習(普通自動車免許を受けている者に対するものを除く。)	講習1時間について <u>3,500円</u>
	普通自動車免許に係る講習	講習1時間について <u>2,800円</u>
ホ 道路交通法第108条の2第1項第5号に掲げる講習	大型自動車免許に係る講習 - 略 -	講習1時間について <u>4,150円</u>
ヘ 道路交通法第108条の2第1項第6号に掲げる講習		講習1時間について <u>1,500円</u>
ト - 略 -		
チ 道路交通法第108条の2第1項第8号に掲げる講習		講習1時間について <u>1,400円</u>

げる講習		
リ 道路交通法第108条の2第1項第9号に掲げる講習		講習1時間について <u>650円</u>
又 道路交通法第108条の2第1項第10号に掲げる講習	- 略 - 原動機付自転車免許に係る講習	講習1時間について <u>2,400円</u>
ル - 略 -		
ヲ 道路交通法第108条の2第1項第12号に掲げる講習	小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習(道路交通法第97条の2第1項第3号イ、第101条の4第2項又は第101条の7第4項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものを除く。)	<u>4,650円</u>
	小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習(道路交通法第97条の2第1項第3号イ又は	4,650円(当該認知機能検査の結果が認知症のおそれがあることその他の認知機能が低下しているおそれがあることを示すものとして道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第39条に定

る講習		
リ 道路交通法第108条の2第1項第9号に掲げる講習		講習1時間について <u>750円</u>
又 道路交通法第108条の2第1項第10号に掲げる講習	- 略 - 原動機付自転車免許に係る講習	講習1時間について <u>2,450円</u>
ル - 略 -		
ヲ 道路交通法第108条の2第1項第12号に掲げる講習	小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習(道路交通法第97条の2第1項第3号イ、第101条の4第2項又は第101条の7第4項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものを除く。)	<u>5,100円</u>
	小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習(道路交通法第97条の2第1項第3号イ又は	5,100円(当該認知機能検査の結果が認知症のおそれがあることその他の認知機能が低下しているおそれがあることを示すものとして道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第39条に定

第101条の4第2項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。)	める基準に該当するものにあつては、 <u>7,550円</u>)
小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習(道路交通法第101条の7第4項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。)	<u>5,650円</u>
小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習(道路交通法第97条の2第1項第3号イ、第101条の4第2項又は第101条の7第4項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものを除く。)	<u>2,000円</u>
小型特殊自	2,000円(当該認

第101条の4第2項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。)	める基準に該当するものにあつては、 <u>7,950円</u>)
小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習(道路交通法第101条の7第4項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。)	<u>5,800円</u>
小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習(道路交通法第97条の2第1項第3号イ、第101条の4第2項又は第101条の7第4項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものを除く。)	<u>2,250円</u>
小型特殊自	2,250円(当該認

自動車免許の みを受けて いる者に対 する講習（道 路交通法第 97条の2第 1項第3号 イ又は第101 条の4第2 項の規定に より認知機 能検査の結 果に基づい て行うもの に限る。）	知機能検査の結 果が認知症のお それがあること その他の認知機 能が低下してい るおそれがある ことを示すもの として道路交通 法施行規則第39 条に定める基準 に該当するもの にあつては、 4,300円）
小型特殊自 動車免許の みを受けて いる者に対 する講習（道 路交通法第 101条の7第 4項の規定 により認知 機能検査の 結果に基づ いて行うもの に限る。）	2,400円
ワ 道路交通法第108条の 2第1項第13号に掲げ る講習	13,200円（当該講 習が道路交通法 施行規則第38条 第13項第2号の 表第1号に掲げ る講習方法に係 るものである場 合にあつては、 9,050円）
力 道路交通法第108条の 2第1項第14号に掲げ る講習	講習1時間につ いて1,900円

(13) - 略 -

自動車免許の みを受けて いる者に対 する講習（道 路交通法第 97条の2第 1項第3号 イ又は第101 条の4第2 項の規定に より認知機 能検査の結 果に基づい て行うもの に限る。）	知機能検査の結 果が認知症のお それがあること その他の認知機 能が低下してい るおそれがある ことを示すもの として道路交通 法施行規則第39 条に定める基準 に該当するもの にあつては、 4,450円）
小型特殊自 動車免許の みを受けて いる者に対 する講習（道 路交通法第 101条の7第 4項の規定 により認知 機能検査の 結果に基づ いて行うもの に限る。）	2,350円
ワ 道路交通法第108条の 2第1項第13号に掲げ る講習	12,500円（当該講 習が道路交通法 施行規則第38条 第13項第2号の 表第1号に掲げ る講習方法に係 るものである場 合にあつては、 9,050円）
力 道路交通法第108条の 2第1項第14号に掲げ る講習	講習1時間につ いて2,000円

(13) - 略 -